

## 都区制度改革等に関する説明会報告について

1. 日 時 平成9年7月10日(木)午後2時～4時
2. 場 所 東京区政会館
3. 説 明 (1) 都区制度改革を取り巻く諸状況について  
(2) 東京都清掃審議会最終答申の概要について
4. 配付資料
  - 資料1 自治省との実務的な折衝状況
  - 資料2 その他関係省庁との実務的な折衝状況
  - 資料3 都区制度改革連絡調整会議の概要
  - 資料4 都区制度改革推進本部の概要
  - 資料5 都区制度改革の平成9年度における取組方針について
  - 資料6 第5回都区制度改革推進本部会議の開催結果について
  - 資料7-① ワーキンググループの設置について(税財政)
  - 資料7-② 検討経緯(税財政検討会ワーキンググループ)
  - 資料7-③ 平成9年度税財政改革検討日程及び運営方法について
  - 資料8-① 清掃事業検討会ワーキンググループの設置について
  - 資料8-② 検討経過(清掃事業検討会ワーキンググループ)
  - 資料9 清掃区移管問題対策(小)委員会の開催状況について
  - 資料10 清掃事業の最近の動向
  - 資料11 直営清掃車の車庫整備状況
  - 資料12 資源化関連施設整備進捗状況〔具体的行動計画〕
  - 資料13 清掃事業の今後のあり方について(最終答申概要)

## 自治省との実務的な折衝状況

窓 口	具体的な折衝事項
<p>&lt;自治省&gt;            行政局              行政課              振興課</p> <p>&lt;東京都&gt;            総務局行政部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協議案」について都が説明</li> <li>・合併特例法の特別区への適用の有無</li> <li>・区に関する法令上の特例の検討結果について都が報告</li> <li>・今後の法改正の見通し</li> <li>・都の議員定数の特例</li> <li>・区長会、議長会の活動状況</li> <li>・廃置分合の考え方</li> <li>・基礎的自治体の法制化</li> <li>・特別区と複合的一部事務組合・地方開発事業団との関係</li> <li>・東京都における労使協議の状況</li> <li>・最終処分場の管理の体制</li> </ul>
<p>&lt;自治省&gt;            財政局              財政課              交付税課              地方債課              指導課              調整室</p> <p>&lt;東京都&gt;            総務局行政部            財務局主計部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協議案」について都が説明</li> <li>・清掃工場の整備の進捗状況</li> <li>・財調の調整率の定め方</li> <li>・都市計画税と都市計画交付金との関係</li> <li>・東京都における労使協議の状況</li> <li>・都が広域的な立場からの大都市行政に徹し切れない理由</li> <li>・大都市事務の考え方</li> </ul>
<p>&lt;自治省&gt;            税務局              企画課              府県税課              市町村税課              固定資産税課</p> <p>&lt;東京都&gt;            総務局行政部            財務局主計部            主税局税制企画部</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協議案」について都が説明</li> <li>・都市計画税と都市計画交付金との関係</li> <li>・特別区たばこ税を都が徴収している理由</li> <li>・財調制度と交付税制度との違い</li> <li>・調整税についての考え方</li> <li>・特別区たばこ税の39年改正時の経緯</li> <li>・交付税制度の直接適用の可否</li> <li>・都における法定外普通税（市町村税）の必要性</li> <li>・区の法定外普通税に関する都の「同意」の必要性</li> </ul>

## その他関係省庁との実務的な折衝状況

省	事務事業名	担当部署	所管省の意見
文 部 省	法 地教行法第59条の事務	<文部省> 教育助成局地方課 <東京都> 教育庁総務部企画室	・59条の廃止については基本的に了承する。 ・都区制度改革全体の状況等について、聴取したい。改正時期については、地方分権との関係もあり省内で検討したい。
厚 生 省	法 清掃事業	<厚生省> 生活衛生局水道環境部 <東京都> 清掃局総務部	・特別区に処分の権限を持たせるなら、都が移管後も一般廃棄物の埋立処分を行うのは、望ましい姿ではない。
	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務	<厚生省> 生活衛生局企画課 生活化学安全対策室 <東京都> 衛生局業務部	・区に移管することについて、基本的に問題はないと考えている。
	化製場等の規制に関する事務	<厚生省> 生活衛生局乳肉衛生課 <東京都> 衛生局生活環境部	・区に移管することについて、基本的に問題はないと考えている。
	食品衛生に関する事務	<厚生省> 生活衛生局食品保健課 <東京都> 衛生局生活環境部	・都の方針については理解した。 ・政令8条に係わる処分権を、既に区長に移管し主な移管は終了したと考える。
	協 特定建築物に対する立入検査等に関する事務	<厚生省> 生活衛生局企画課 <東京都> 衛生局生活環境部	・都の方針は了解した。現在委任しているのに、何故法令改正が必要なのか、合理的根拠が必要である。
特 国民健康保険事業	<厚生省> 保険局国民健康保険課 <東京都> 福祉局国民健康保険部	・特例措置廃止後、23区の国民健康保険事業が混乱しない点を説明できさえすれば、特に反対する理由はない。	
建 設 省	法 都市計画決定に関する事務	<建設省> 都市局都市計画課 <東京都> 都市計画局開発計画部 (特定街区・住宅地高度利用地区計画・地域冷暖房) 都市計画局施設計画部 (ごみ焼却場等)	(特定街区・住宅地高度利用地区計画・地域冷暖房) ・都区制度改革後も、本事務に係る権限の一部を都に留保することについては、大都市の一体性から、総論的には理解する。ただし、個々の都市計画決定事務の移管の範囲等については、更に検討が必要である。  (ごみ焼却場等) ・区の清掃事業実施に伴い、清掃工場に関する都市計画決定の事務を移管する必要性は理解する。その他の清掃関連都市施設については、検討を要する。
	委 開発行為の許可に関する事務	<建設省> 建設経済局宅地課 民間宅地指導室 <東京都> 都市計画局地域計画部	・地方分権の中で、本事務については、自治事務とするか都道府県からの委任とするか、今後の課題である。その中で、特別区についても検討していく。今後、自治法、都市計画法の改正時期をみながら調整していく。
	協 建築基準法に関する事務	<建設省> 住宅局建築指導課 <東京都> 都市計画局建築指導部	・移管するのであれば、規模に関係なく全てを移管するのが妥当である。

(注) 法 —— 法令改正により移管する事務事業      委 —— 委任により移管する事務事業  
 協 —— 法令改正により移管するか委任により移管するか協議を要する事務事業  
 特 —— 特例措置の廃止

## 都区制度改革連絡調整会議の概要

## 1 設置経緯

都区制度改革の推進に必要な課題の整理及び関係者間の連絡調整を図るため、国、都及び特別区の三者によって、平成7年11月17日に設置された。

## 2 構成員

- (1) 国 自治省行政局長、大臣官房審議官、行政課長
- (2) 都 副知事、総務局長、総務局区市町村連絡担当部長
- (3) 区 特別区協議会常務理事

なお、調整会議の下に幹事会を設置しており、オブザーバーとして、厚生省及び清掃局が参加している。

## 3 開催状況

日 程	主な内容
第1回連絡調整会議 (H7.11.17)	大臣挨拶の後、会議運営等について意見交換
第1回幹事会 (H7.12.4)	清掃事業移管等に係る都区の取組みについて説明
第2回連絡調整会議、第2回幹事会合同会議 (H7.12.20)	特別区長会、特別区議会議長会及び労働組合から意見表明
第3回幹事会 (H8.3.22)	税財政制度の改革の内容について説明
第4回幹事会 (H8.9.19)	都区双方から清掃事業の移管に係る条件整備の進捗状況を中心に説明
第3回連絡調整会議、第5回幹事会合同会議 (H9.1.16)	都区双方から清掃事業の移管に係る条件整備の進捗状況を中心に説明
第6回幹事会 (H9.6.26)	都区双方から清掃事業の移管に係る条件整備等の進捗状況等を説明

## 都区制度改革推進本部の概要

## 1 設置経緯

平成2年9月20日に出された第22次地方制度調査会の答申内容を実現させるため、「都区制度改革推進方針」が策定され、これを全庁的に推進するために都区制度改革推進本部が平成4年10月14日に設置された。

## 2 所掌事務

都区制度改革を推進するための基本的事項、及びその他都区制度改革を実現するために必要な事項を協議決定する。

## 3 構成員

- (1) 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部長は知事とし、副本部長は総務局を担任する副知事をもって充てる。
- (3) 本部員は、庁議を構成する者とする。

## 4 開催状況

日 程	主な議事
第1回 (H4. 10. 14)	第3回都区制度改革推進協議会の結果の報告 <報告内容> 都区制度改革に関する中間のまとめの了承 都区制度改革の推進方針の決定
第2回 (H5. 5. 12)	都区制度改革の進捗状況及び今後の対応について
第3回 (H6. 5. 30)	「特別区における清掃事業の実施案」を報告
第4回 (H9. 4. 18)	都区制度改革の平成9年度における取組方針について
第5回 (H9. 7. 7)	平成9年度の取組方針に基づく全体的な取組状況について 関係各局における省庁折衝状況等について

平成9年4月18日  
都区制度改革推進本部

## 都区制度改革の平成9年度 における取組方針について

国、都及び特別区は、「都区制度改革連絡調整会議」において、平成9年における都区制度改革の法改正は事実上の問題として非常に難しいが、今後平成12年の制度改革に間に合うよう三者で努力していくことを確認したところである。

都としては、このことを踏まえ、下記により、必要な課題の整理及び関係者との連絡調整等を図り、平成10年の通常国会における法改正をめざすこととする。

### 記

#### 1 基礎的な地方公共団体の法制化等

- (1) 特別区を「基礎的な地方公共団体」として、地方自治法上、明確に位置づけることについて、国との調整を図る。
- (2) 区長委任条項、調整条例等の地方自治法上の特例措置の見直し、国民健康保険法上の特例措置の見直し及び他の法令の「市」に関する規定の適用関係の見直しについて、国との調整を図る。

#### 2 事務事業（清掃事業を除く）の移管等

- (1) 法令改正が必要となるものについては、法令改正の内容について、関係局において国との調整を図る。
- (2) 委任によるもの及び役割分担を明確にするものについては、委任の範囲等について、関係局において引き続き検討を行う。

#### 3 清掃事業の移管

- (1) 清掃事業の移管に関わる条件整備を精力的に推進するとともに、移管後の清掃事業の運営形態等の具体化に向け、都区間で検討を行う。
- (2) 清掃事業の移管について、職員団体との協議を進める。
- (3) 清掃事業の移管に関わる法令改正について、国との調整を図る。

#### 4 税財政制度の改革

- (1) 特別区の固有財源の拡充、都区財政調整制度の改正、地方債の許可に関する特例措置の見直し等について、国との調整を図る。
- (2) 新しい都区財政調整制度の具体化に向け、都区間で引き続き検討を行う。

平成9年7月7日

## 第5回都区制度改革推進本部会議の開催結果について

- 1 平成9年度における取組方針に基づく全体的な取組状況について、総務局長から、概ね次のとおりの報告があり、清掃局長から、清掃事業の移管に係る労使協議の状況について、補足説明があった。
  - (1) 自治省との調整状況
    - 6月26日に、都区制度改革連絡調整会議幹事会（国・都・特別区の三者で構成）が開催され、清掃事業の移管に係る条件整備等の進捗状況等について意見交換されたこと。
    - 都と自治省関係各局との間で、実務的な折衝が行われていること。
  - (2) 特別区との調整状況
    - 都区制度改革推進委員会清掃事業検討会ワーキンググループ及び同税財政検討会ワーキンググループにおける検討が進められていること。
  - (3) 清掃事業の移管に係る労使協議の状況等
    - 清掃区移管問題対策小委員会が逐次開催され、清掃事業の移管に係る条件整備等の進捗状況等について協議していること。
    - 特別区における直営清掃車の車庫等の整備状況を調査していること。
- 2 移管事務事業等に係る関係局の省庁折衝状況等について、各局長から報告があった。関係局及び報告があった事務事業は、次のとおり。
  - 都市計画局
    - ・都市計画決定に関する事務
    - ・開発行為の許可に関する事務
    - ・建築基準法に関する事務
  - 福祉局
    - ・国民健康保険事業
  - 衛生局
    - ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する事務
    - ・化製場等の規制に関する事務
    - ・食品衛生に関する事務
    - ・特定建築物に対する立入検査等に関する事務
  - 清掃局
    - ・清掃事業
  - 教育庁
    - ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第59条の事務
- 3 知事から、引き続き、国、特別区等との協議等に万全を期すようにとの話があった。

平成 7 年 12 月 20 日  
都区制度改革推進委員会  
税 財 政 検 討 会

## ワーキンググループの設置について

### 1 設置の必要性

都区制度改革の柱の一つである税財政制度の改善については、大枠が都区で合意されており、その詳細について、今後、都区間の協議を進めていく必要がある。この都区協議は、平成 11 年度には新しい制度による財調フレームの協議等が行われることから、平成 10 年度までに終了させなければならない。

また、本年 11 月には、国、都及び特別区による「連絡調整会議」が設置され、同会議において整理すべき課題の一つとして税財政制度の問題があげられている。

これまでの間、都区双方では、それぞれの立場から実務的検討を進めてきたところであるが、以上のことから、早急に、都区税財政検討会における協議を進めていく必要がある。しかしながら、協議すべき課題が多岐にわたることから、ワーキンググループを設置し、課題の整理等を行うことにより、都区税財政検討会の円滑な運営に資するものとする。

### 2 検討事項

- (1) 都区税財政検討会における協議課題と論点の整理
- (2) 都区税財政検討会における協議の手順等の整理
- (3) 今後の税財政制度に影響を与える諸要因の調査・研究

### 3 構成員等

構成員は、別紙のとおりとし、運営方法は、ワーキンググループにおいて決定する。

### 4 当面の予定

平成 7 年度は、協議課題と平成 8 年度以降の協議手順を整理していく。

### 5 事務局

事務局は、東京都総務局行政部及び特別区協議会調査部に置く。



## 都区間の検討経緯

## 1 平成8年度における検討経緯

開催月日	会議体名	検討内容
H8. 4.24	税財政検討会 ワーキンググループ (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 8年度の検討課題、検討日程及び運営方法について確認</li> <li>・ 8年度の課題を検討するため、今後、月1回程度会議を開催し税財政検討会に対し12月に中間報告、2月にとりまとめの報告を行うことを目途に検討を進めることとした。</li> </ul>
H8. 6.26	税財政検討会 ワーキンググループ (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「大都市事務、大都市財源の範囲」について検討</li> <li>・ 都と特別区のそれぞれの大都市事務、大都市財源の範囲については、昭和56年の都区財政調整制度検討会の検討結果を参考としつつ、今後更に検討することとした。</li> </ul>
H8. 7.17	税財政検討会 ワーキンググループ (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「財源保障の考え方等」について検討</li> <li>・ 特別区の財源保障に関する基本的な考え方や、調整税減収時の対応について検討を行い、今後更に検討を行うこととした。</li> </ul>
H8. 8. 7	税財政検討会 ワーキンググループ (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調整税の配分割合の決定方法」について検討</li> <li>・ 調整税の都区の配分割合を決定するにあたって、基本となる都区の決算額の考え方、複数年度の見方及び中期的安定的な配分割合の考え方等について検討を行い、今後更に検討を行うこととした。</li> </ul>
H8. 8.28	税財政検討会 ワーキンググループ (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「調整税の配分割合の変更」について検討</li> <li>・ 調整税の配分割合の変更について、中期的に安定的な配分割合や財源保障等との関係について検討した。また、変更事由の考え方等についても検討を行った。</li> </ul>
H8. 9.18	税財政検討会 ワーキンググループ (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「移管事務等の範囲と積算の考え方」について検討</li> <li>・ 清掃事業を始めとする移管事務等の経費を都区の財源配分にどのように反映させるかについて検討を行い、今後更に検討を行うこととした。</li> </ul>
H8.10.14	税財政検討会 ワーキンググループ (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「都が行っている大都市事務」について、都側から提案</li> <li>● 今後の検討の進め方について確認</li> <li>・ 都側から大都市事務の範囲について提案があり、区側は持ち帰って検討することとなった。また、これまでの検討で整理しきれなかった「大都市事務の考え方」「財源保障の考え方」等の4項目について検討し、その内容を税財政検討会への「中間報告」に反映させていくこととした。</li> </ul>
H8.11.12	税財政検討会 ワーキンググループ (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「都が行っている大都市事務」についての都側提案に対する区側の考え方を提示</li> <li>● 「中間報告(案)」等について検討</li> <li>・ 大都市事務の範囲に係る都側提案に対して区側の考え方が示された。また、「中間報告(案)」の検討を行い、都区それぞれ持ち帰って検討の上、次回引き続き内容を整理することとした。</li> </ul>
H8.11.29	税財政検討会 ワーキンググループ (第10回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 委員から提案のあった「中間報告(案)」の修正案について検討</li> <li>・ 「大都市事務、大都市財源の範囲」「調整税の配分割合の変更」「特別区に対する財源保障」の3項目に対する修正提案があり、都区それぞれ持ち帰って検討し、次回、報告案をまとめることとした。</li> </ul>

平成9年度税財政改革検討日程及び運営方法について

検討項目等	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議開催予定												
都区財政検討会ワーキング	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
都区税財政検討会									●			●
1 大都市事務・大都市財源の範囲		●							●→			●→
2 移管事務等の範囲と経費算定の考え方							●		●→			●→
3 調整税の配分割合の決定方法				●					●→			●→
4 調整税の配分割合の変更					●				●→			●→
5 特別区に対する財源保障等						●			●→			●→
6 都市計画交付金のあり方							●		●→			●→
7 所要額の調整と交付金の再調整								●	●→			●→
8 基準財政収入額の検討										●		●→
9 基準財政需要額の検討									●	●→		●→
10 特別交付金											●	●→
11 都区財政調整協議会（仮称）のあり方	●								●→			●→

税財政検討会への検討状況の報告

税財政検討会への検討結果の報告

(運営方法について)

- ① 今後、原則として毎月1回程度上記日程に沿って開催し検討する。
- ② 毎回の会議の進め方は、前回の検討内容の確認、今回の課題の検討、次回の検討課題の事前確認をする。
- ③ 毎回結論を出すのではなく、毎回都区それぞれが、検討組織に持ち帰って検討し、次回以降、順次整理していく。
- ④ 12月を目途に税財政検討会に中間的な報告をする。
- ⑤ その後、税財政検討会の意向をふまえて、来年3月を目途に今年度の検討課題について整理を行い、税財政検討会に報告する。
- ⑥ 毎回の検討内容については、都区双方の事務局で調整して要旨をまとめる。

開催月日	会議体名	検討内容
H8.12.17	税財政検討会 ワーキンググループ (第11回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーキンググループとして「中間報告(案)」をとりまとめた。</li> <li>●「調整税の配分割合の変更」について検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「中間報告(案)」を税財政検討会に報告することを確認した。</li> <li>また、「調整税の配分割合の変更」について検討を行い、今後引き続き検討を行うこととした。</li> </ul> </li> </ul>
H8.12.26	都区制度改革推進委員会 税財政検討会 (第11回) (持ち回り開催)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーキンググループの「中間報告」について了承</li> <li>●引き続き検討することとされた事項については、ワーキンググループで検討を継続することを下命</li> <li>●「平成9年度の税財政制度改革の検討」についてワーキンググループに検討を下命</li> </ul>
H9.1.17	税財政検討会 ワーキンググループ (第12回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「調整税の配分割合の変更」について検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「調整税の配分割合の変更」について検討し、その結果を税財政検討会への「8年度の検討結果報告」に反映させることとした。</li> </ul> </li> </ul>
H9.2.5	税財政検討会 ワーキンググループ (第13回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「年度途中の調整税減収時の対応」について検討</li> <li>●「8年度の検討結果報告(案)」について検討 <ul style="list-style-type: none"> <li>・「年度途中の調整税減収時の対応」について検討し、その結果を「8年度の検討結果報告」に反映させることとした。また、「8年度の検討結果報告(案)」の検討を行い、都区それぞれ持ち帰って検討の上、次回引き続き内容を整理することとした。</li> </ul> </li> </ul>
H9.2.25	税財政検討会 ワーキンググループ (第14回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーキンググループとして「8年度の検討結果報告(案)」をとりまとめ、税財政検討会に報告することを確認</li> </ul>
H9.3.27	都区制度改革推進委員会 税財政検討会 (第12回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ワーキンググループの「8年度の検討結果報告」について了承</li> <li>●平成9年度における検討すべき事項について決定し、ワーキンググループに検討を下命</li> </ul>

## 2 平成9年度における検討経緯

開催月日	会議体名	検討内容
H9.4.25	税財政検討会 ワーキンググループ (第15回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●9年度の検討課題、検討日程及び運営方法について確認</li> <li>●都区間の協議手続きについて検討を行い、下部機関については次回再度検討することとした。</li> </ul>
H9.5.27	税財政検討会 ワーキンググループ (第16回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都が行っている大都市事務について、都側から検討対象とする事業名の第2次案が示され、具体的な検討は今後行うこととした。</li> <li>●都区間の協議手続きに係る下部機関については、現行のスタイルとすることとした。</li> </ul>
H9.6.25	税財政検討会 ワーキンググループ (第17回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市計画交付金の基本的考え方の整理及び財源措置方法について検討し、今後引き続き検討を行うこととした。</li> </ul>

平成 9 年 3 月 28 日  
都区制度改革推進委員会  
清掃事業検討会

### 清掃事業検討会ワーキンググループの設置について

#### 1 設置の必要性

都区制度改革の柱の一つである清掃事業の移管内容については、平成 6 年 9 月の「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」により、大枠が都区で合意されているところである。

その後、都区双方ではそれぞれの立場から実務的な検討を進めており、今後は平成 12 年度の清掃事業移管に向けて都区間の実務レベルの検討を行い、移管案の具体化を図る必要がある。

しかしながら、平成 12 年度の清掃事業移管までに整理する課題が多岐にわたることから、当面、以下の基本的課題について検討を行うものとする。

検討にあたっては、それぞれの課題が、事業執行の細部に関わるものであることから、ワーキンググループを設置し、検討の方向性についての整理等を行い、清掃事業検討会の円滑な審議に資するものとする。

#### 2 検討事項

- (1) 地方自治法第 252 条の 2 の協議会に関する整理
- (2) 一般廃棄物処理計画に関する整理
- (3) 可燃ごみの地域処理等に関する整理
- (4) 一般廃棄物処理業の許可等に関する整理
- (5) 雇上車両の契約事務等に関する整理
- (6) 一部事務組合に関する整理

#### 3 ワーキンググループの構成員等

構成員は別紙のとおりとし、運営方法はワーキンググループにおいて決定する。

#### 4 今後の日程

ワーキンググループは、上記 2 の課題について、検討の方向性の整理等を行い、7 月を目途に清掃事業検討会に報告する。

#### 5 事務局

ワーキンググループの事務局は、東京都総務局行政部及び(助)特別区協議会制度改革実施準備室に置く。

## 検討経過（清掃事業検討会ワーキンググループ）

実施日	内 容
第1回 4月17日	(1)検討にあたっての基本的考え方 (2)一般廃棄物処理計画に関する整理
第2回 4月28日	(1)第1回会議の検討内容についての確認 (2)可燃ごみの地域処理等に関する整理
第3回 5月15日	(1)第2回会議の検討内容についての確認 (2)一般廃棄物処理業の許可等に関する整理
第4回 5月28日	(1)第3回会議の検討内容についての確認 (2)雇上車両の契約事務等に関する整理
第5回 6月11日	(1)第4回会議の検討内容についての確認 (2)地方自治法第252条の2の協議会に関する整理
第6回 6月25日	(1)第5回会議の検討内容についての確認 (2)一部事務組合に関する整理 (3)ワーキング取りまとめ方針の整理
第7回 7月2日	(1)第6回会議の検討内容についての確認 (2)ワーキンググループ検討のとりまとめ

清掃区移管問題対策(小)委員会の開催状況について

1 清掃区移管問題対策委員会

(1) 開催状況

1回 (3月)

(2) 主な協議事項

- ・協議の進め方
- ・スケジュール

2 小委員会

(1) 開催状況

8回 (4月～7月)

(2) 主な協議事項

- ・条件整備の進捗状況
- ・清掃事業を取り巻く環境の変化
- ・ここ10年間のごみ量及び資源化量の推移
- ・清掃審議会中間答申及び最終答申
- ・清掃事業のあり方及び今後の進め方
- ・清掃事業の移管に関わる労使協議にあたっての考え方

## 清掃事業の最近の動向

- 1 ごみ量の変化  
平成8年度のごみ量(速報値)は約413万トンで、平成元年度490万トンをピークに、2年度から7年連続して減少している。
- 2 清掃工場等中間処理施設の整備
  - (1) 平成9年2月から江戸川清掃工場の稼働により、可燃ごみ全量焼却が達成された。
  - (2) 安定的焼却体制の整備に向けて、墨田地区清掃工場等の建設を推進中。
  - (3) 平成8年10月、11月に2つの不燃ごみ処理施設(中防不燃ごみ処理センター、京浜島不燃ごみ処理センター)が稼働し、全量中間処理体制が整備された。
- 3 最終処分場の確保  
平成8年7月に公有水面埋立免許を取得し、8月下旬から建設工事に着手し、9年6月から、Aブロックの供用が開始された。
- 4 ごみ減量、リサイクルの推進
  - (1) 事業系ごみ全面有料化の実施  
都は、平成8年12月から事業系ごみ全面有料化を実施している。有料化による減量効果は、都が収集している事業系ごみ約143万トン(平成11年度)の10%、量にして約14万トン、ごみ量全体の3.2%程度の減量を見込んでいる。
    - (2) 容器包装リサイクル法の施行と東京ルール
      - ① 国は、平成7年6月、一般廃棄物の中に占める割合が容積比が約6割、重量比で2割から3割に達すると推定されるびん、缶等の容器包装物の減量・リサイクルを推進するため、「容器包装リサイクル法」を制定し、平成9年4月に施行している。  
都は、この法律を積極的に活用し、ごみ減量・リサイクルを推進するため、9年度から、可燃ごみの収集回数を見直し、「週1回、資源回収の日」を設ける資源回収モデル事業、及びペットボトルの店頭回収に取り組んでいる。
      - ② 資源回収モデル事業の実施(東京ルールⅠ)  
平成9年6月以降、6区(約37,000世帯)において、都がびん・缶・古紙の資源回収(9年度の回収量は約3,000トンの見込み)に取り組んでいる。
      - ③ ペットボトルの新しい回収システム(東京ルールⅢ)  
平成9年4月から、ペットボトルの「事業者による自己回収システム」の確立を目指して、店頭回収(都が暫定回収)を実施している。回収量は4月、5月の2ヵ月間で約120トン、回収率は5月で約10%(回収実施前は区部約1%)になっている。また、参加店舗数は6月1日現在で約1,300となっているが、10月からは大手コンビニエンスストアを加え、約5,000店舗の参加が見込まれる。
  - (2) 容器包装リサイクル法の施行と東京ルール
- 5 ダイオキシン類削減対策
  - (1) 国は、9年1月に「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」を策定した。
  - (2) 5月には厚生省課長通知「ごみ処理の広域化計画について」の中で、施設焼却施設に関するダイオキシン類削減のための恒久対策はできるだけ早く着手し、原則として5年以内に完了することとしている。
  - (3) 6月の中央環境審議会では、「大気汚染防止法に基づくダイオキシン類に係る指定物質排出施設として廃棄物焼却施設等を指定するとともに、抑制基準の考え方を提案するなど」の答申が出された。
- 6 清掃審議会の最終答申  
平成9年6月25日付けで、第53回東京都清掃審議会から知事宛に「清掃事業の今後のあり方について」が答申がなされた。

直営清掃車の車庫整備状況

項目 区名	車両台数 台数(うち大型)	用地取得等の状況			車庫所在地及び最寄駅	敷地面積 ㎡	現況及び用途地域	計画の概要	住民 説明	議会 説明
		取得済	取得予定	その他						
千代田区	18(4)	一部取得	7月(狭地:清掃事業団用地)		千代田区飯田橋3-9、10: JR・吾国飯田橋駅徒歩3分	1,793	更地、商業地域、容積率500%	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、駐車(屋内一部機械式立体駐車)	合意	実施
中央区	20(12)	◎		清掃工場周辺施設内	中央区晴海5丁目2番: 吾国菜地駅、都営バス晴海会場徒歩5分	2,600	跡有地、商業地域、清掃工場敷地内	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、駐車(屋内専用)	実施	実施
新宿区	18(4)	◎		区立公園敷地	下高台1丁目1番: JR・高田馬場駅徒歩10分	1,246の一部	区立公園用地(清木川橋公園)	駐車(屋外専用)	実施	実施
文京区	28		9月		小石川5-40-18: 京田高谷駅徒歩10分	2,505	高等学校、準工業地域	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場、駐車(屋内専用)	実施	実施
台東区	33(9)	—	所有者と賃借の関係を調整中		清川2-24-26: 吾国南千住駅徒歩10分	10,200の一部	旧東京北部小包集郵局、商業・準工業	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、駐車(屋内専用)	実施	実施
墨田区	36(4)	◎			業平5丁目6番: 京成押上駅徒歩6分	3,962	更地、準工業地域	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、給油、駐車(屋内専用)	実施	実施
日黒区	20(1)	◎			中目黒4丁目1番: 吾国中目黒駅徒歩15分	1,916	更地、商業・第一種中高層住居専用	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、駐車(屋内専用)	実施	実施
渋谷区	47(1)	—	◎跡有地 月		①公共駐車場の一部借借 宇田川町1番1号 JR渋谷駅徒歩10分 ②跡有地取得 宇田川町11番8号	4,079 (延べ床面積) 353	① 公共駐車場、商業地域 ② 現清掃局宇田川分室、商業地域	① 洗車、汚水処理、整備工場(非認識)、駐車(屋内立体) ② 庁舎	9年7月 以降説明 開始	実施
中野区	41(1)	—	8月用地確保手段、3月取得、土地開発公社から借借		中野4丁目9番: JR中野駅徒歩2分	3,500	国鉄清掃事業団用地、商業地域	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、駐車(屋外専用)	実施	実施
杉並区	53(1)	一部取得	◎ 7月		① 杉並清掃工場内 } 井の筒線高井戸駅徒歩5分 ① 杉並清掃工場周辺地域 } ② 高円寺体育館隣接(区有地): 吾国東高円寺駅徒歩5分	1,690 530 1,666	① 第二種住居・近隣商業地域 ① 近隣商業・第一種中高層住居専用 ② 近隣商業・第二種中高層住居専用	① 洗車、汚水処理、整備工場(非認識)、駐車(屋内専用) ① 庁舎、 ② 庁舎、洗車、汚水処理、整備工場、駐車(屋内立体)	実施(一 部地域)	実施
北区	37(1)	◎			浮間5-13: JR浮間船場駅徒歩12分	2,500	更地、工業地域	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、駐車(屋外専用)	実施	実施
荒川区	22		7月		南千住4丁目1番先: JR南千住徒歩10分	1,900	国鉄清掃事業団用地、準工業地域	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、給油、駐車(屋外専用)	実施	実施
練馬区	62(3)		8月		谷原5-5: 西武池袋線練馬高野台徒歩15分	4,604	民有地、準住居(一部機械)	庁舎、洗車、汚水処理、整備工場(認識)、給油、駐車(屋外専用)	9年6月以降開始	
合計	435(41)	5								

\* ◎は用地の全部を取得済  
\* 敷地面積は小数点以下四捨五入



資源化関連施設整備進捗状況 [ 具体的行動計画 ]

リサイクルセンター		(平成 8 ～ 1 1 年度)	
	当初計画施設数 (当該年度整備計画分) ※カッコ数字は複数整備施設数	当該年度整備数 ※丸数字は当初計画における整備予定年度	達成率
8 年 度	1 5 施設 ( 1 3 区)	9 施設 ( 8 区)	6 0 % (実績)
	中央・港・台東・品川・目黒・大田・世田谷 渋谷・豊島(2)・北(2)・荒川・板橋・練馬	中央⑥・港⑦・台東⑧・渋谷⑦・豊島 ⑥・北⑦⑧・板橋⑥・練馬⑦	
9 年 度	6 施設 ( 6 区)	6 施設 ( 6 区)	—
	文京・江東・中野・北・足立・葛飾	品川⑧・目黒⑧・中野⑨・世田谷⑧・ 荒川⑧・足立⑨	
1 0 年 度	4 施設 ( 4 区)	0 施設 ( 0 区)	—
	文京・世田谷・杉並・北		
1 1 年 度	0 施設 ( 0 区)	4 施設 ( 3 区)	—
		文京⑨⑩・江東⑨・北⑨	
計	2 5 施設	1 9 施設	7 6 %

【平成 1 2 年度以降整備予定区】大田・杉並・世田谷 ( 2 施設中の 1 施設 ) ・豊島 ( 2 施設中の 1 施設 ) ・北・葛飾  
注(1) 8 年度の施設数には 6 ・ 7 年度分を含む。 注(2) 「当該年度整備数」の 9 年度以降は見込み数。

資源化施設

	当初計画施設数（当該年度整備計画分） ※カッコ数字は複数整備施設数	当該年度整備数 ※丸数字は当初計画における整備予定年度	達成率
8 年 度	5 施設（5 区） 墨田・江東・大田・世田谷・板橋	2 施設（2 区） 江東⑥・板橋⑦	40% （実績）
9 年 度	3 施設（1 区） 世田谷(3)	1 施設（1 区） 大田⑧	——
10 年 度	2 施設（1 区） 港(2)	1 施設（1 区） 世田谷⑦	——
11 年 度	3 施設（3 区） 台東・渋谷・練馬	2 施設（2 区） 港⑩⑩	——
計	13 施設	6 施設	46%

【平成12年度以降整備予定区】台東・墨田・世田谷（3施設）・渋谷・練馬

注(1) 8年度の施設数には6・7年度分を含む。 注(2) 「当該年度整備数」の9年度以降は見込み数。

ストックヤード

※ 具体的行動計画上のミニストックヤードは含まない。

	当初計画施設数（当該年度整備計画分） ※カッコ数字は複数整備施設数	当該年度整備数 ※丸数字は当初計画における整備予定年度	達成率
8年度	13施設（7区） 港(4)・墨田(2)・品川・目黒・豊島 ・荒川(3)・練馬	10施設（5区） 港⑧⑧⑧・墨田⑧⑧・品川⑧⑧・豊島⑧⑧ 練馬⑧	77% (実績)
9年度	2施設（2区） 墨田・世田谷	5施設（4区） 港⑧・墨田⑨・世田谷⑨・荒川⑧⑧	
10年度	4施設（4区） 文京・墨田・世田谷・千代田	3施設（3区） 墨田⑩・目黒⑧・千代田⑩	
11年度	5施設（4区） 墨田・世田谷(2)・足立・千代田	4施設（4区） 墨田⑪・世田谷⑩・荒川⑧・千代田⑪	
計	24施設	22施設	92%

【平成12年度以降整備予定区】文京・世田谷（4施設中の2施設）・足立

注(1) 8年度の施設数には6・7年度分を含む。 注(2) 「当該年度整備数」の9年度以降は見込み数。

参考例

H9. 7. 10

資源循環型清掃事業への転換に  
向けた取り組み (全体イメージ)

項目

ごみ発生抑制・排出抑制策

ごみ減量・リサイクルの推進

今後の施設整備のあり方

安定的なリサイクル率の確立

平成9年6月25日

## 東京都清掃審議会最終答申案

## 「清掃事業の今後のあり方について」の概要

## はじめに

東京都清掃審議会は、平成9年1月「清掃事業の今後のあり方について」諮問を受け、5月に「環境への負荷の少ない循環型社会経済システム」の構築を中心とした中間答申を行った。

中間答申後は、都がこの循環型社会経済システムを構築するための具体的施策について審議してきた。

本答申は、循環型社会経済システムの実現に向けて、都民・企業・行政の役割は何であるのか、具体的な提言を行うものである。

## 第1章 総量規制の発想とごみ発生量の考え方

処分場の延命化を図ることは、循環型社会経済システムを目指す都にとって、何よりも緊急に対処すべき課題である。

例えば、目標年次までに最終処分量を現在の半分まで削減するといった具体的な目標を掲げ、ごみの発生・排出抑制を促すといった総量規制の発想をもって、最終処分量を抑制していくことが必要である。

総量規制の発想に基づき、減量目標を設定するにあたっては、将来のごみ発生量に着目し、その量から、最終処分の具体的な目標量まで、どのように発生・排出抑制策を講じていくかの具体的方策を明らかにしていく必要がある。

## 第2章 循環型社会経済システム実現のための施策

循環型社会経済システムは、物質の循環全体を通して、環境に与える負荷をできる限り抑制しようとする仕組みが組み込まれているシステムである。

都は、①環境に与える負荷を商品のコストに反映させること、②できる限り、廃棄物の発生そのものを抑制するとともに、円滑な資源循環を図ること、の2点を中心に、生産・流通段階、消費・排出段階のそれぞれで、資源循環と環境への配慮が促進されるよう、積極的な施策を展開していくべきである。

## 1 ごみの発生・排出による環境への負荷を抑制する仕組みづくり

## (1)ごみ処理費用等の内部化

都がめざすべき、循環型社会経済システムには、環境への負荷をコストとして生産者・消費者に負担させること（コストの内部化）で、環境に配慮した自主的な行動の動機付けがなされる仕組みが組み込まれていなければならない。

コストの内部化の具体的方法としては、製品に対する課徴金、企業による自己回収などの経済的手法が各方面で議論されている。都は、そのメリットを十分に生かして、さらに積極的に活用していくべきである。

## (2)家庭ごみの有料化

家庭ごみの有料化については、他のコスト内部化の施策と同様、循環型社会経済システム確立に寄与する有効な手法の一つである。

しかしながら、家庭ごみの収集は、基礎的な行政サービスの一つである。都は、ごみ減量化の状況やごみ処理費用等についての情報を都民に対して積極的に提示し、ごみ処理費用の負担がどうあるべきか、真剣に議論される環境をつくっていかなければならない。家庭ごみを有料化すべきかどうかは、そのような議論を踏まえた上で、判断すべきである。

## 2 円滑な資源循環の実現

生産・流通・消費の各段階で発生する不要物については、できる限り環境への負荷を抑制するという観点から、資源循環の流れに乗せて、最終的に埋立処分される量を可能な限り少なくするなど、資源循環の輪を維持するように努めなければならない。より速やかで、かつ滞ることのない資源循環を形成していくことが必要である。

## 3 生産・流通段階における取組み

### (1)資源循環と環境に配慮した商品の供給

循環型社会経済システムの構築には、企業が、設計・製造の段階から環境マネジメントシステムの導入などにより、「資源循環と環境に配慮した商品」を供給していくことが不可欠である。

都は、企業のこのような仕組みづくりを進めるため、効果的な事業者指導や普及啓発のほか、廃家電製品などの企業による自己回収の一層の促進に取り組んでいくべきである。

### (2)企業の排出者責任

企業の排出者責任に基づき、都は、総量規制的発想をもって、事業者指導を徹底し、廃棄物の一層の削減を図っていかなければならない。

## 4 消費・排出段階における取組み

### (1)環境に配慮したライフスタイル

消費者が、利便性のみを追求せずに、環境に配慮したライフスタイルで積極的に行動していけば、企業の取組みを大きく促進していくことができる。

### (2)分別排出・資源化への協力

消費者の分別の努力を高めるために、都は、普及啓発等を推進するべきである。デポジット制度についても、国等に対し、制度の導入に向けた必

要な措置を講じるよう要請していく必要がある。

### (3)再生資源を利用した商品の消費促進

都は、消費者に対して再生品利用の一層の普及啓発に努めるとともに、「事業者向け再生品利用ガイドライン ステップI」の対象品目拡大やレベルアップを図っていくべきである。

### 5 速やかに実施すべき抑制策とその減量効果

都が速やかに実施すべき施策としては、東京ルールによる資源回収等があり、これらの施策について積極的に取り組まなければならない。

## 第3章 循環型ごみ処理システムの具体化

ごみ処理についても、これまでの適正処理のシステムを前提にしつつ、循環型ごみ処理システムを構築していく必要がある。

### 1 循環型ごみ処理システムの目標と条件

循環型ごみ処理システムを構築していくためには、2つの目標と、3つの条件が基本になる。

#### (1) 2つの目標

- ①資源及びエネルギーの回収率向上を図る「資源循環の効率化」
- ②ごみ処理システムから生じている「環境負荷の低減」

#### (2) 3つの条件

- ① ごみの量や質の変化等に対する「安定性」
- ② 経費の「経済的効率性」
- ③ 負担及び地域と調和した「公平性と受容性」

### 2 循環型ごみ処理システム構築に向けた具体的施策

#### (1) 資源循環の効率を向上させるための施策

##### ① 古紙、びん、缶などのマテリアルリサイクルの推進

都民、企業との適切な役割を踏まえ、古紙、びん、缶等のマテリアルリサイクルの推進を図っていく。

##### ② エネルギー回収

ごみ発電の高効率化を図る。

##### ③ 生ごみのリサイクル

生ごみについては、事業者や消費者が可能な限り排出段階での抑制策を推進すべきである。

##### ④ 焼却灰とプラスチックのリサイクル

埋立処分場の大きな負荷となっているプラスチックと焼却灰については、その削減が重要な課題であり、プラスチックについては、まずマテリアルリサイクルを推進し、これが困難な場合には、保管やエネル

ギー回収を行うことを基本に考えるべきである。

## (2) 環境への負荷を低減させるための施策

### ① 清掃工場から排出されるダイオキシン類の計画的削減等

都は、清掃工場から排出されるダイオキシン類の削減について、早急に目標年次を示して必要な改善措置を進める必要がある。

### ② ごみの運搬過程からの窒素酸化物等の削減対策

### ③ 有害物質を含む製品等の排除

## (3) 今後の中間処理施設整備のあり方

清掃事業を取り巻く環境は、大きく変わってきていることから、都は、現行の清掃工場建設計画等を見直し、循環型社会経済システムにふさわしい施設整備を計画化すべきである。

平成12年度に予定されている清掃事業の区移管後は、各区が、自区内処理の原則を基本に、相互に調整と連携を図っていくことが重要である。

## 3 環境マネジメントシステムの導入

都は、個々のごみ処理施設や区部のごみ処理システム全体を対象に、環境マネジメントシステムを積極的に導入していくべきである。

## 第4章 循環型社会経済システムの確立に向けて

### 1 都民・企業・行政の連携

循環型社会経済システムの確立に向けて、都民・企業・行政が共通の問題意識を持つことが必要であり、そのためには、意見交換の場が不可欠である。

### 2 広域自治体としての役割

都は、広域自治体として全国自治体の先導的役割を担っていくことが期待されている。

### 3 地球規模での視点に立った循環型社会の実現

今こそ東京に住み、活動する全ての主体が、自らの責任を果たし、力を合わせて循環型社会の構築に取り組み、持続可能な発展を遂げる生活都市東京を次世代に引き継いでいかなければならない。

## 第5章 その他(都区部におけるし尿処理の今後のあり方について)

全体として縮小しているし尿処理事業に対し、今後も必要な住民サービスの確保を図るとともに、排出事業者による処理責任の徹底と効率的なし尿処理体制の検討が求められる。